

財政規則

1. この規則は、会則第8条、第9条に基づいて定める。
2. この会の財産と財務の管理は、理事会がおこなう。
3. この会の会計年度は、会則の定めによる。
4. この会の経費は、会則の定める収入によって賄う。
5. この会の会計収支は、予算に基づいておこなう。
6. 会費は年額制とし、前納を認める。但し、納入後はいかなる理由があっても返還しない。
7. 会費額および入会金は次の通りとする。

会員区分	会費(年額)	入会金
正会員	3000 円	3000 円
準会員	2000 円	2000 円
名誉会員		
賛助会員	一口 5000 円	なし
協賛会員	一口 10000 円	なし

8. 寄付金の収納については、理事会の承認を必要とする。
9. 支出に関して、1件が1万円を越える場合は、会長と事務局長の承認を必要とする。1万円未満のものは、事務局長の承認でおこなえる。
10. その他、定めのない事については、会則に基づいて理事会が措置する。
11. この会則の改定は、理事会がおこなう。
12. この会則は、1997年4月1日から実施する。
この会則は、2007年4月1日一部改定した。
この会則は、2011年5月15日一部改定した。
この会則は、2013年5月12日一部改定した。